

整理番号：1-1

提言題名：取手駅東口の喫煙所が迷惑だ

**【提言の要旨】**

私は重度のタバコアレルギーです。このタバコ社会にとっても迷惑しています。なぜ駅前に喫煙所を作るのですか？受動喫煙で、喫煙所近くの店を利用できなくなりました。また、電車に乗る前に吸う人がいるので3次喫煙で体調を崩します。非喫煙者にやさしい社会を作ってください。なぜ10%程度しかいない喫煙者を優遇するのですか？そこに税金を使わないでください。

取手市を全面禁煙区域にしませんか？90%の非喫煙者の健康を考えてください。少数ながら他人のタバコで死ぬ人間がいることを理解してください。

(平成31年4月受付)

**【回答の要旨】**

喫煙所から流れ出るたばこの煙について大変なご迷惑をお掛けしております。現行の喫煙所の位置についてはたばこのポイ捨てをさせないために、たばこを吸わない歩行者にも十分配慮し、迷惑にならない位置を地元の自治会と協議を重ね、現在の設置場所になった経緯があります。また喫煙施設の設置については、市と日本たばこ産業株式会社（以下 JT）が調整し、JTが設置しています。さらには平成29年に受動喫煙の防止の為、喫煙所パーテーションの高さ改善を市からJTに要望し実施しました。

市では「取手市まちをきれいにする条例」を制定し、市内の環境美化の促進と市民の快適な生活環境を確保するためのルールを定めています。

同条例では市民等の責務として「市民等は、公共の場において歩行中に喫煙をしないよう努めなければならない。」との規定を設けていますが、禁止行為や罰則等の対象には含まれていません。

これは、特定の禁止地区等を設定し違反者を取り締まるといった方法ではなく、他の人に迷惑をかけないというモラルやマナーの基本に立ち戻り、喫煙者自身が自発的に喫煙マナーを向上させるような環境をつくりあげていくことで、たばこを吸う人と吸わない人の共存共栄を目指した街づくりを進めているからです。

今後も受動喫煙の防止に配慮しながら喫煙マナー向上の為の周知活動を検討し、清潔快適な環境づくりに取り組んで参りますのでご理解、ご協力をお願いいたします。

(環境対策課 平成31年4月回答)